

牧之原市飲食店・宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策奨励金 申請受付実施概要

【趣 旨】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組む飲食店と宿泊施設に対し、牧之原市飲食店・宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策奨励金を支給することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組む予防強化と安全安心な環境整備の促進を図ることを目的とする。

【申請期間】 令和3年3月1日（月）～令和3年5月31日（月）まで

【支給対象】 次の①～⑤すべての要件を満たす店舗・施設を支給対象とする

①牧之原市内で飲食店・宿泊施設を営業する店舗・施設であり、下記表に該当する。

飲食店	中小企業者等（※1）であり、食品衛生法第52条の許可を受け、飲食店営業・喫茶店営業の業種のうち屋内に飲食するスペースがある店舗（露店・キッチンカー・コンビニエンスストア・スーパー・特定企業内の社員食堂等は対象外）
宿泊施設	旅館業法第2条に該当し、第3条の許可を受けている施設

※1 中小企業等…中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業であって、市内に事務所又は事業所を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主をいう。

- ②申請日において現に営業を行っており、かつ、今後も事業を営む意志があること。
- ③別に定めるチェックシートによる新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を全て行っている。
- ④別に定める誓約事項を全て遵守すること。
- ⑤「牧之原市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等応援給付金」の支給を受けていないこと。

【支給額】 支給対象となる1店舗につき100,000円
（飲食店・宿泊施設が同一施設内にある場合は1店舗とする。）

【申請方法】

1.申請書類 以下の書類を提出してください。

- 新型コロナウイルス感染症対策奨励金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策チェックシート（飲食店は様式第2号・宿泊施設は様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 申請書に記入した振込口座の通帳のコピー（口座番号と名義がわかるもの）
- 店舗内・施設内の様子が分かる写真

2.必要な申請書（様式）の入手方法

①牧之原市公式ホームページ

牧之原市公式ホームページの以下のページからダウンロードできます。

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/41/38295.html>

②市関係機関等での配布

機関名	住所
牧之原市観光課	牧之原市相良 2 7 5 牧之原市役所相良庁舎 2 階
牧之原市市民課	牧之原市静波 4 4 7 - 1 牧之原市役所榛原庁舎 2 階
牧之原市商工会	牧之原市波津 6 9 1 - 2
まきのはら産業・地域活性化センター	牧之原市静波 1 7 7 1 - 5（旧観光協会建物内）

3.申請書提出

- ・提出は**原則郵送**とします。
 - ・密集を避けるため、持参での提出はご遠慮ください。
 - ・簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。
 - ・期限最終日までの消印有効となります。
- ※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

(宛先)

〒421-0592

牧之原市相良 2 7 5

牧之原市役所 観光課 行き

4.支給の決定

申請書類を受理後、内容を審査し、適当と認められるときは奨励金を申請書の振込先に順次振込みます。なお、支給にあたっての振込先となる口座名義は代表者と同一の口座に限ります。

審査した結果、給付金の支給を決定した時は、後日支給に関する通知を送付します。このとき牧之原市認証ステッカーも同封しますので来客者がわかる場所に貼ってください。一方、支給しない決定をした時は不支給に関する通知を送付します。

5.支給の取消

支給の決定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合は支給の決定を取り消します。その場合、申請者は給付金を返金することとなります。

【連絡先】 牧之原市 産業経済部 観光課 TEL 0548-53-2623